

事 務 連 絡  
令和7年5月23日

各 検疫所 御中

消 費 者 庁 食 品 衛 生 基 準 審 査 課  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&Aについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）食品衛生主管課等宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

事務連絡  
令和7年5月23日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中

消費者庁食品衛生基準審査課  
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

### 食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&Aについて

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&Aについて、下記の通り策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係事業者への周知方御配慮願います。

### 記

問 令和2年6月1日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの（※）について、ポジティブリスト制度への適合性を確認するため、業界団体への確認証明書等の発行の申請、輸入品については輸入元への確認等を行っているが、令和7年6月1日までに確認が間に合わない見込みである。この場合、令和7年6月1日後、速やかに確認を進めることとしてもよいか。

（答）

差し支えない。ただし、確認に向けた具体的な計画を立て、速やかに確認を進めるとともに、もし確認の結果、ポジティブリスト制度に適合していないことが判明した場合には、その時点までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装を除き、速やかにポジティブリスト制度に適合するものに切り替えること。

なお、輸入品について、令和2年6月1日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のものでポジティブリスト制度への適合性を確認中の場合は、輸入者は欧米等のポジティブリスト制度に適合していることを確認することが望ましい。

※「令和2年6月1日前に販売等されていた器具又は容器包装と同様のもの」  
とは、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。